

出来事（2018年2月）

1. 食品衛生法改正

3月上旬に、第196国会（1月22日～6月20日）に提出される予定とのことです。

2. 既存添加物の消除

12月22日、厚労省食品基準審査課長より「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）」（薬生食基発1222第1号）が発せられました。販売等の申し出期間は、3月22日までです。

- ・厚労省の予備的調査では、196品目の既存添加物について、現に販売の用に供されていない可能性があること。
- ・本調査の結果を取りまとめた後、早ければ平成30年中に消除予定添加物名簿を公示し、6ヵ月間の訂正申出期間を経て、公示の日から1年以内に既存添加物名簿の改正を行う予定であること。

3. 食品添加物の新規指定

- 1) プロピコナゾール（防かび剤）の新規指定については、2017年11月17日の薬事食品衛生審議会食品衛生分科会で了承され、2月26日WTO通報されました。告示に向けた手続きが行われています。併せて、農薬としての残留基準の改正もWTO通報されました。
- 2) 二酸化ジメチル（Dimethyl dicarbonate DMDC）（殺菌剤）の新規指定については、2月9日の食品安全委員会食品添加物専門調査会で審議されましたが、継続審議とされました。
- 3) 国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。
 - ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
 - ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
 - ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤） ・カルミン（着色剤）

4. 規格基準の改正

アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg以下に制限するための使用基準の改正に関する食品安全委員会の健康影響評価がなされてきました。12月19日、「アルミニウムの耐容週間摂取量（TWI）を2.1 mg/kg 体重/週と設定する」が了承され、厚生労働省に通知されました。

3月1日の薬事・食品衛生審議会食品添加物部会で審議される予定です。

5. 遺伝子組換え食品添加物

安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（5品目）（2018年2月23日現在）

キモシン（野澤組）、グルコースオキシダーゼ（天野エンザイム）、グルコアミラーゼ（ノボ社）、プロテアーゼ2品目（ノボ社） *企業名は、報告書作成者による簡略名です。

6. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 2 月の新たな出荷制限はありません。

7. 3-MCPD のグループ TDI

EFSAによる再評価の結果、3-MCPDのグループ（3-MCPDとその脂肪酸エステル）のTDIを2 µg/kg体重/日に設定しました。成人集団はTDIを超えないが、粉ミルクのみを与えられている乳児の多量摂取集団では僅かにTDIを超過すると推定しました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/180110>

8. ショ糖脂肪酸エステル (E473) の暴露量が ADI を超過

EFSA の ANS パネル（食品添加物及び食品に添加される栄養源に関するパネル）は、ショ糖脂肪酸エステル(E 473)の推定暴露量が、多くの年齢集団（特に幼児と子供）においてADI（40 mg/kg 体重/日）を超過すると指摘しました。

また、データが示されていない 24 の食品カテゴリーで(E 473)が使用されていない場合には、推定量は実際の暴露量よりも過剰である可能性も指摘しました。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5087>

9. NIH（米国国立衛生研究所） サプリメントに否定的見解

「米国人は減量を促すとされるダイエタリーサプリメントに年間 20 億米ドル以上を費やしているが、実際に効果があるという根拠はほとんど無い。また、減量用サプリメントの製造業者の多くがその製品が有効で安全であるかどうかを見極める試験をヒトで行ってはいないことは知られていないであろう。」（国立衛研のホームページから引用）

<https://www.nih.gov/news-events/news-releases/will-supplements-help-your-workout-or-diet-routine>

10. 食品添加物二酸化ケイ素 (E 551) の再評価 EFSA

食品添加物二酸化ケイ素 (E 551) の安全性の再評価がなされ、現行の「ADIは特定されない」は承認されず、規格も修正されるとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5088>

11. 「茶のしずく」賠償命令

『「茶のしずく」賠償命令 京都地裁判決 石鹼製造 1 社に』との記事が 2 月 21 日付けの「東京新聞」に掲載されました。「茶のしずく」事件では初めての判決です。判決では、箱にアレルギーに関する表示がない等の欠陥が指摘されましたが、小麦由来成分自体には問題がないとして、原料の製造会社の責任は認めませんでした。

12. 輸入食品の違反事例

- ・伊藤忠食糧株式会社がベネズエラから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、2,4-D が 11 条 3 項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留（0.02ppm、0.03 ppm 検出）したとして、廃棄、積み戻し等が指示されました。
*ガーナ産カカオ豆のモニタリング：2,4-D、シペルミトリン、フェンバレレート
- ・ヒガシマルインターナショナル株式会社がベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.05ppm 検出され、丸市株式会社がベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：ボイルむき海老」の命令検査でも、エンロフロキサシン 0.11ppm 検出されたとして、廃棄、積み戻し等が指示されました。

（作成：2018 年 2 月 28 日）